

ストップ！「派遣・期間工切り」

政府は11月28日、派遣労働者など非正規雇用労働者の雇い止めなどの状況（10月～来年3月までに実施済みまたは予定）について、集計結果を発表しました。社民党の福島みずほ党首らが国会質問で再三にわたって調査するよう要求し、公表を約束させたものです。

これによると、実質的な解雇にほかならない派遣契約の中途解除や期間満了（雇い止め）などは全国47都道府県で477件、30,067人となっています。内訳を見ると、派遣が全体の65.8%（うち中途解約などが70%）、期間工などの契約が19.2%（うち雇い止めが71%）、請負が10.6%で、製造業が圧倒的多数を占めています。

▶11月21～22日に党が行なった「派遣・非正規の切り捨てを許さない怒りのホットライン」で受話器を取る福島党首ら。



労働者の生存権保障のため
政府と企業は最大の努力を

この調査は政府自身が「全数調査ではない」と認めているように、対象は大企業中心、事例は現時点で確定しているものに限られ、全体像を反映したものではありません。まさに「氷山の一角」です。また政府は、派遣中途解約の場合は就業あっせんなどで「新たな就業機会の確保を図ること」と定めた派遣先・派遣元指針（厚生労働省告示）に基づき指導を強めるとしていますが、これまで実際にどれだけ仕事につけたのかは分からないといえます。

解雇と同時に着の身着のまま寮から放り出されるなど、事態は生存権を確保できるのかどうかという問題となっています。企業に無茶なクビ切りをやめさせ、利用できるすべての制度・政策を活用することを含め最大限、雇用を維持させること、失業手当の受給要件をゆるめ、もらいやすくすること、住居を失った住み込み労働者が雇用促進住宅（独立行政法人雇用・能力開発機構が運営）に入居できるようにすることなどが緊急に求められています。

「3万人クビ切り」は氷山の一角
非正規労働者の雇用は緊急事態

社民党